

## かながわ地域生活移行推進人材養成事業実施要綱

(目的)

**第1条** 本県では、令和5年4月、当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～が施行された。この基本理念である「障害者本人が希望する場所で、希望するように暮らすことができること」を実現するため、障害者支援施設における入所者の地域生活移行を推進する職員を、本県独自に位置付けることとし、その人材育成に取り組むとともに、育成した人材を配置し地域生活移行に積極的に取り組む障害者支援施設へ助成等を行うことで、障害者支援施設における地域生活移行を促進するため、かながわ地域生活移行推進人材養成事業（以下「事業」という。）を実施することとした。

本事業では、政令・中核市を除く県内の各障害者支援施設（ただし、県立障害者支援施設は政令・中核市を含む。）に配置するかながわ地域生活移行スペシャリスト（以下「スペシャリスト」という。）及び、障がい保健福祉圏域を単位として地域生活移行を促進するかながわ地域生活移行エキスパート（以下「エキスパート」という。）の養成・認定と、その活動の推進等を行うものであり、事業の実施にあたり手続きその他必要な事項を定めることとする。

(実施主体)

**第2条** 事業の実施主体は神奈川県とする。なお、養成に係る研修等事業の一部を県内の適切な事業者へ委託することができるものとする。

(事業内容)

**第3条** 事業は、スペシャリストを養成し、認定・登録されたスペシャリストを配置した施設に配置加算を支給し各障害者支援施設の地域生活移行の取組を推進するとともに、スペシャリストの中から各障がい保健福祉圏域ごとにエキスパートを認定・登録し、エキスパートが所属する施設運営法人にエキスパート業務を委託する。それぞれの実施内容は次のとおりとする。

(1) **スペシャリストの養成研修**（以下「養成研修」という。）

一定の要件を満たす障害者支援施設の職員を対象に、県独自の研修を開催するものとし、研修の開催業務については県内の適当な事業者への委託等により実施する。養成研修の対象者は、研修の受講申し込みの時点において、次の全ての要件を満たす者とする。

- ①障害者支援施設で従事した年数が5年を超えること
- ②社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士のいずれかの国家資格を有すること

と

- ③サービス管理責任者に係る実践研修を受講済みであること（相談支援従事者に係る初任者研修の受講済みであることをもって読み替え可）

養成研修の開催を各障害者支援施設に周知し、受講申込を受け付けることとする。受講申込時点において、必ず確認すべき事項としては、氏名、年齢、生年月日、所属する障害者支援施設名及び運営法人、受講要件を満たしていることの誓約、連絡先（職場と受講希望者個人のもの）とする。養成研修を修了した者には、研修修了証（様式1）を発行する。修了証は付番を行うこととする。付番方法は別紙1のとおりとする。

養成研修のカリキュラムは、当事者目線の障害福祉や施設入所者の地域での居場所づくりといった視点を踏まえ、別に定める。

新型コロナウイルス等、やむを得ない事情であると県障害サービス課が認めた内容により研修が受講できなかった者への対応は、研修の動画視聴や、オンラインでの研修参加など可能な限り救済措置を検討する。

また、研修効果を把握する観点やスペシャリストの活動が当事者目線に沿ったものとなっていることの確認が必要なことから、活動を開始したスペシャリストを集め、スペシャリスト同士で実践報告・意見交換を行う場を設けるなどのフォローアップを行うことも重要であることから、認定・登録して1年以内に、フォローアップ研修を行う。

## （2）スペシャリストの認定・登録

養成研修を受講後、地域生活移行の課題や現状について見聞を広め今後の地域生活移行業務の取組の参考とする観点から、自立支援協議会などの地域のネットワークへの参加のほか、自らが地域ネットワークを構築していることが認められた場合、本県独自のかながわ地域生活移行スペシャリストとしての呼称を認め、スペシャリストとして認定・登録を行う。

認定・登録の手順は次のとおりとする。

- ①養成研修終了後、1か月程度の期間をおいたのち、スペシャリスト認定申請書（様式2-1）により認定申請の受付を開始する。
- ②認定申請書には、養成研修修了証の写し、所属する施設からの推薦書（様式3）、3（1）②の国家資格を証するものの写し及びサービス管理責任者実践研修の修了証明書の写しを添付するものとする。
- ③認定申請書等の審査により、認定した者に対しては、登録番号を付番し、登録番号が記載されたスペシャリスト認定証（様式4）を発行する。なお、登録番号の付番は別紙1のとおりとする。
- ④登録したスペシャリストの氏名、生年月日、所属する施設名、登録番号、認定年月日を一覧として管理する登録簿を完備し、個人情報保護法の規定に沿

って適切に管理する。

⑤スペシャリスト認定証の再発行の規定については別紙1のとおりとする。

#### ＜ネットワークの実績の考え方＞

既存の地域ネットワークの代表的な例としては、市町村の自立支援協議会がある。これとは別に、既存のネットワークを活用する視点を持ちつつ、自立支援協議会を構成する市町村障害福祉主管課や基幹相談支援センター、地域にある通所系の障害福祉サービス事業所、各相談支援事業所、共同生活援助事業所（グループホーム）、児童発達支援センターなどの障がい福祉に係る関係機関・支援機関と個別に関係性を深め、スペシャリスト自らがネットワークを構築することも想定している。さらには、自治会、商工会議所など、福祉以外の地域資源に目を向け、施設入所者の豊かな生活につながるようスペシャリストとなる者がネットワークを広げることも重要である。

こうした考え方を踏まえ、養成研修受講後のスペシャリストの認定にあたり地域のネットワークへの参加や構築の実績については、柔軟に判断して差し支えないものとする。ただし、地域生活移行の受け皿として最も重要であるグループホームに関しては、施設が所在する地域や近隣する地域に所在する事業所と関係を密にする必要があり、これら事業所とのネットワーク構築の実績は最低限必要である。

### （３）スペシャリスト配置加算

施設入所者の地域生活移行を進めるためには、現にその暮らしを日常的に支援し、その方の理解を深めている障害者支援施設が、入所者の地域生活移行に向けて取り組む必要がある。しかし、現状の障害福祉サービス報酬においては、障害者支援施設の地域生活移行の取組を評価しておらず、あくまでもその自主性に委ねられている。

この事業においては、障害者支援施設に対しては、スペシャリストを配置し積極的に入所者の地域生活移行に取り組んでいただくことを促すとともに、その取組を評価することとして、スペシャリストを配置した施設に対してスペシャリスト配置加算を支給する。

なお、スペシャリストの配置により期待する効果としては、意思決定支援につながる入所者の地域体験の増加、入所者の新しい交流先の開拓、地域資源を活用する視点を踏まえた個別支援計画の見直し、地域生活移行への取組の増加、地域生活移行の実践などである。

スペシャリスト配置加算の支給に関しては別にこれを定める。

### （４）エキスパートの認定要件

職員のキャリアパス、人材育成という観点から、自施設に限らず障がい保健福祉圏域を単位とした地域での地域生活移行を推進する旗振り役となる者について

て、スペシャリストの上級位をかながわ地域生活移行エキスパートとして呼称を認め、その要件は次の全ての要件を満たす者とする。

- ①スペシャリストであること
- ②養成研修や既存のサービス管理責任者、相談支援従事者の研修に協力し、研修講師やファシリテーターとして3年以上の経験があること（令和7年度末までは、この要件を猶予する）。
- ③グループホームや日中活動の場となる地域の他の障害福祉サービスとの連携が十分に図れる、地域生活移行の支援実績がある、地域における他のスペシャリストとの連携が図れることが十分に見込まれるものとして、自立支援協議会や、同じ地域のスペシャリストからの推薦を受けていること（事業開始初年度の令和5年度は、この要件を猶予し、県がスペシャリストの中から圏域毎に1名を指名できるものとする）。

#### （5）エキスパートの認定・登録

エキスパートの認定・登録の手順は次のとおりとする。

- ①スペシャリスト及びその所属施設に対し、エキスパート登録の申請について周知し、エキスパート認定申請書（様式2-2）により認定申請の受付を開始する。
- ②認定申請書には、スペシャリスト認定証の写し、当該地域のスペシャリストや自立支援協議会等からの推薦書（様式3）、研修講師・ファシリテーター活動の実績（任意様式）を添付するものとする。
- ③認定申請書等の審査により、認定した者に対しては、登録番号を付番し、登録番号が記載されたエキスパート認定証（様式4）を発行する。なお、登録番号の付番は別紙1のとおりとする。
- ④登録したエキスパートの氏名、生年月日、所属する施設名、登録番号、認定年月日を一覧として管理する登録簿を完備し、個人情報保護法の規定に沿って適切に管理する。
- ⑤エキスパート認定証の再発行の規定については別紙1のとおりとする。

なお、エキスパートについては、スペシャリストの人材育成の観点から定期的に交代することが望ましいことから、各スペシャリストに対してスペシャリストの活動を通じてエキスパートの認定要件を満たせるよう働きかけることとする。

#### （6）エキスパート活動事業の委託

民間障害者支援施設に入所する利用者の地域生活移行を推進するため、認定・登録したエキスパートによる活用を前提として、エキスパートの所属する施設が所在する障がい保健福祉圏域（以下「担当圏域」という。）を対象とした次の事業を実施することとし、業務をエキスパートが所属する法人へ委託する。

- ①担当圏域の地域生活移行希望者の把握

担当圏域の障害者支援施設に入所する重度障害者等について、各施設に配置されたスペシャリストと連携し、地域生活移行希望者の台帳等を整備する。

②担当圏域の地域資源の調整・開拓

担当圏域の地域資源の調整・開拓を行い、重度障がい者等の受入れを行うグループホーム開設（予定）法人に対し、相談・助言等を行う。

③地域、施設、事業所等との連携強化

各施設のスペシャリストと連携し、重度障がい者等がグループホームや施設外日中活動に体験利用・移行した後の助言・フォロー等を行うとともに、担当圏域の圏域自立支援協議会、相談支援事業所等との連携を図り、地域全体のネットワークの強化に取り組む。

④スペシャリストへの助言等

各施設のスペシャリストへの助言を行うとともに、スペシャリストの連携を図るため、担当圏域のスペシャリスト連絡会を企画・実施する。

なお、エキスパートについては、スペシャリストの人材育成の観点から定期的に交代する（3年を目安）ことを前提としている。こうした考え方をエキスパートやエキスパート業務受託法人に丁寧に説明し、エキスパート業務の引継ぎ等が円滑にできるよう調整を行う。

（7）認定の取消及び登録の抹消

スペシャリスト及びエキスパートが、障害者虐待事案の虐待者として市町村から報告があった場合や刑事事件の被疑者となった際には、当該スペシャリスト・エキスパート本人へのヒアリングを実施の上、認定の取消について検討する。

検討の結果、当該スペシャリスト、エキスパートの行為が県民の信頼を損ね、当事者目線の障害福祉の実践に向けた取組が円滑に進められないなどの理由により、認定を取り消す結果となった際には、本人に書面で通知する。

また、エキスパートの場合は、本人だけでなく、担当圏域のスペシャリストにも連絡する。

認定を取り消した場合には登録簿からも抹消し、抹消理由を記録する。

なお、既に職を辞すなどにより本人と連絡がつかない場合は本人へのヒアリングを省略し、周辺情報を踏まえて認定の取消を判断する。

（その他）

**第4条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月15日より施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月8日より施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月15日より施行する。

**かながわ地域生活移行推進人材養成事業における  
各証書付番及び認定証の再発行の規定について**

**1 各証書付番の考え方**

**(1) スペシャリスト研修修了証の付番**（実施要綱第3条第1項関係）

研修修了証への付番は次のとおりとする。

	元号のアルファベットの頭文字 (大文字)	元号	ハイフン	スペシャリストのアルファベットの頭文字 (大文字)	受講番号 (研修事業受託者の任意の3桁)
例	R	5	—	S	001

**(2) スペシャリスト認定・登録番号**（実施要綱第3条第2項第3号関係）

スペシャリストの認定・登録番号は、研修修了証の付番と同一とする。

**(3) エキスパートの認定・登録番号**（実施要綱第3条第5項第3号関係）

エキスパートの認定・登録番号の付番は次のとおりとする。

	元号のアルファベットの頭文字 (大文字)	元号	ハイフン	エキスパートの頭文字 (大文字)	受付番号 (3桁)
例	R	5	—	E	001

**2 再発行の取扱い**

**(1) 研修修了証について**（再発行は研修受講年度内に限る）

紛失・汚損した場合に限り、修了者から再発行の依頼があった場合は、修了者名簿により依頼者が修了者本人であることを十分確認した上で実物と同一様式で再発行するものとし、修了年月日と再発行年月日を必ず併記し、再発行の証書であることを明示する。また、再発行日等を、該当者が掲載されている修了者名簿に記録する。

**(2) スペシャリスト及びエキスパート認定証について**（再発行の期限なし）

紛失・汚損した場合に限り、登録者の依頼があった場合は、住民票や運転免許証の写しなどの提出をもとめ、登録簿との突合により依頼者が登録者本人であることを十分確認した上で、実物と同一様式で再発行するものとし、認定年月日と再発行年月日を必ず併記し、再発行の証書であることを明示する。また、再発行日等を、該当者が掲載されている登録簿に記録する。

なお、氏名の変更による再発行については、研修修了時点や認定時点の事実に基づく内容を証明しているとの考えから、行わないものとする。（学校の卒業証書等と同じ）

(様式1) (用紙 日本産業規格 A4縦長型)

# 修了証書

氏 名

生年月日 年 月 日生

あなたは、かながわ地域生活移行推進人材養成事業実施要綱の定めによるかながわ地域生活移行スペシャリスト養成研修を修了したことを証します。

(修了証付番)

年 月 日

神奈川県知事





(様式2-1) (用紙 日本産業規格 A4縦長型)

## かながわ地域生活移行スペシャリスト認定申請書

神奈川県知事 様

当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～の基本理念に基づく、障害者支援施設における地域生活移行支援を推進するため、かながわ地域生活移行スペシャリストの認定を申請します。

申請年月日	年 月 日	
フリガナ		生年月日
申請者氏名		年 月 日
申請者住所	〒	
電話番号		
メールアドレス		
所属施設法人名		
所属施設名		
かながわ地域生活移行推進 人材養成研修受講日・修了日	年 月 日	
添付書類	かながわ地域生活移行推進人材養成研修修了証写し <input type="checkbox"/> 所属施設からの推薦書(様式3) <input type="checkbox"/> 実務経験証明書 <input type="checkbox"/> 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の いずれかの国家資格登録証写し <input type="checkbox"/> サービス管理責任者に係る実践研修修了証 (または、相談支援従事者に係る初任者研修修了証) <input type="checkbox"/> 地域のネットワークへの参加・構築状況報告書 (任意様式) <input type="checkbox"/>	

(様式2-2) (用紙 日本産業規格 A4縦長型)

## かながわ地域生活移行エキスパート認定申請書

神奈川県知事 様

当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～の基本理念に基づき、各障害者支援施設に配置されたかながわ地域生活移行スペシャリストと連携した地域生活移行を推進するため、かながわ地域生活移行エキスパートの認定を申請します。

申請年月日	年 月 日	
フリガナ		生年月日
申請者氏名		年 月 日
申請者住所	〒	
電話番号		
メールアドレス		
所属施設法人名		
所属施設名		
添付書類	かながわ地域生活移行スペシャリスト認定証の写し <input type="checkbox"/> 当該地域のスペシャリスト、自立支援協議会等からの 推薦書(様式3) ※令和5年度末までは推薦の要件は猶予 <input type="checkbox"/> 研修講師・ファシリテーター活動実績(任意様式) <input type="checkbox"/> ※令和7年度末までは、研修講師・ファシリテーター活動実績の要件を猶予	

(様式3) (用紙 日本産業規格 A4縦長型)

## 推 薦 書

氏 名

生年月日 年 月 日生

所 属

活動範囲 (〇〇障がい保健福祉圏域) ※エキスパートの推薦時のみ使用

上記の者は、当事者目線の障害福祉を実現する人材として、今後の活躍が期待されることから、かながわ地域生活移行（スペシャリスト・エキスパート）に推薦します。

年 月 日

推薦人（機関）名

(様式4) (用紙 日本産業規格 A4縦長型)

## 認 定 証

氏 名

生年月日 年 月 日生

かながわ地域生活移行推進人材養成事業実施要綱  
の定めにより、あなたを「かながわ地域生活移行  
(スペシャリスト・エキスパート)」として認定し  
ます。

(認定番号)

年 月 日

神奈川県知事

